

ミアヘルサ保育園ひびき浅草運営規定

(施設・事業の目的)

第1条 ミアヘルサ株式会社が設置するミアヘルサ保育園ひびき浅草（以下「当園」という。）は保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を決め、当園を利用する子ども（以下「利用子ども」という。）に対し適切な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は良質な水準かつ適切な保育・教育の提供を行う事により、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保護者医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 ミアヘルサ保育園ひびき浅草

(2) 所在地 東京都台東区西浅草3-19-3 スターライト浅草1F・2F

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年3月31日告示）及び保育過程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

2 当園を「第二の家」のように安心してご利用していただけるよう努めます。また、下記基本理念と保育理念を制定し、子ども達が集団生活の中で基本的生活習慣の自立、情緒の安定、周囲との信頼関係を構築し自信を持って取り組む力を獲得させます。

保育理念

—共に育ち、ひびき合う—

ミアヘルサ保育園ひびきは、「共に育ち、ひびき合う」を理念にしています。お子様を中心につながり合う一人ひとりを大切に、この先もずっと思いやりと笑顔にあふれる園であり続けます。

目指す子供像

1. やさしく思いやりのある子ども
2. 自分らしく輝いている子ども
3. 意欲のある生き生きとした子ども
4. 自分で考えて行動できる子ども

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 施設長（園長）（常勤専従）1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士（常勤専従）1人

主任保育士は、園長を補佐すると共に、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 7人（常勤専従7人）

保育士は、保育計画及び保育過程の立案とその計画、過程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動が出来るよう保育を行う。

(4) 調理員 3人（栄養士2人、調理員1人）

調理員は、献立に基づく調理及び食育に関する活動を行う。

(5) 事務員 1人

行政の窓口となり、円滑に業務を行う。備品、消耗品の管理を行う。

(6) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次の通りとする。

(1) 保育標準時間に関する保育時間 (11 時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から午後18時30分までとする。

土 午前7時30分から午後18時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (11 時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間 (11 時間) から閉所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後16時30分までとする。

土 午前8時30分から午後16時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (8 時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間 (8 時間) の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次の通りとする。

月～金 午前7時30分から午後19時30分までとする。

土 午前7時30分から午後19時30分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園へ支払うものとする。

2 第1項に定められるもののほか、別表に掲げる当園の保育・教育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児
定員	6 人	9 人	11 人	11 人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定された時は、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認し、利用契約を交わす。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から当事業利用の取り消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区子ども家庭支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護・虐待防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のため職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、児童虐待防止に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）第2条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区子ども家庭支援課・児童相談所等、適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 14 条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に関する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第 15 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、「事故危機対応マニュアル」を策定し、事故を防止するための制度を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、区が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、「食物アレルギー給食対応マニュアル」を策定し、それに基づき、適切に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については区にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第 16 条 当園では、子どもに対して、利用開始時間からお健康診断及び少なくとも年 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

第 17 条 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第 18 条 当園は保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、毎年実施し、保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

- 2 外部による評価については、定期的に第三者評価を受審し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第 19 条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、保育・教育の提供に関する事項に掲げる記録を作成・整備しその完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 保育・教育の実施にあたっての計画 | 5 年間保持 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5 年間保持 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5 年間保持 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情内容の記録 | 5 年間保持 |
| (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置に関しての記録 | 5 年間保持 |

附則

この規定は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
帽子代	個人利用のカラー帽子	年間 1000 円前後
副食費	3 歳児クラス（ぱんだ組）	月 4500 円

2 延長保育料（利用者のみ該当）月曜日～土曜日

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
時間外保育 （月額）	基本保育外に係る保育料	0 歳児クラス 7500 円 1 歳～3 歳児クラス 5000 円
時間外保育 （スポット）	基本保育外に係る保育料	30 分毎に 0 歳児クラス 700 円 1 歳～3 歳児クラス 500 円
補食 （スポット）		1 食 200 円